

Stop it together! The Genkai Nuclear Power Plant People's Action Against The Genkai Mox Project

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.5

発行日：2012.2.11

発行者：玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
発行所：〒 840-0844 佐賀県佐賀市伊勢町 2-14
TEL：0952-37-9212 FAX：0952-37-9213
E-mail：saiban.jimukyoku@gmail.com URL：http://genkai.ptu.jp/

原告団 308名
支える会会員 499名
サポート会員 225名
仮処分申立人 90名
(2012.2.10 現在)



みんなのチカラで玄海原発すべて止める!

2011年12月27日玄海1～4号機運転差止請求、佐賀地裁に追加提訴

2009年12月2日、日本初のプルサーマル発電が九州電力・玄海原発3号機で開始。2010年8月9日、私達は原告130人でMOX燃料使用差止訴訟を九電に対して起こし、原発容認の世論が多数派の中、燃料棒の危険性を科学的に証明しながら闘ってきました。

その中で起きた3・11福島原発事故。原発の凶暴さが現実のものとなったことを受け、原発そのものを止める闘いへと発展させました。2011年7月7日、玄海2・3号機の再稼働差止仮処分を申請。

そして、12月27日には、福島から佐賀への避難者を含めて全国から新たに178人が原告として加わり、玄海1～4号機すべての運転差止を提訴しました。

私達はこれまで、法廷内で科学的根拠を基に全面的な主張を展開するとともに、法廷外でも九電や佐賀県と直接交渉・要請の場を設定し、政府に対しても全国と連携して交渉に挑んできました。

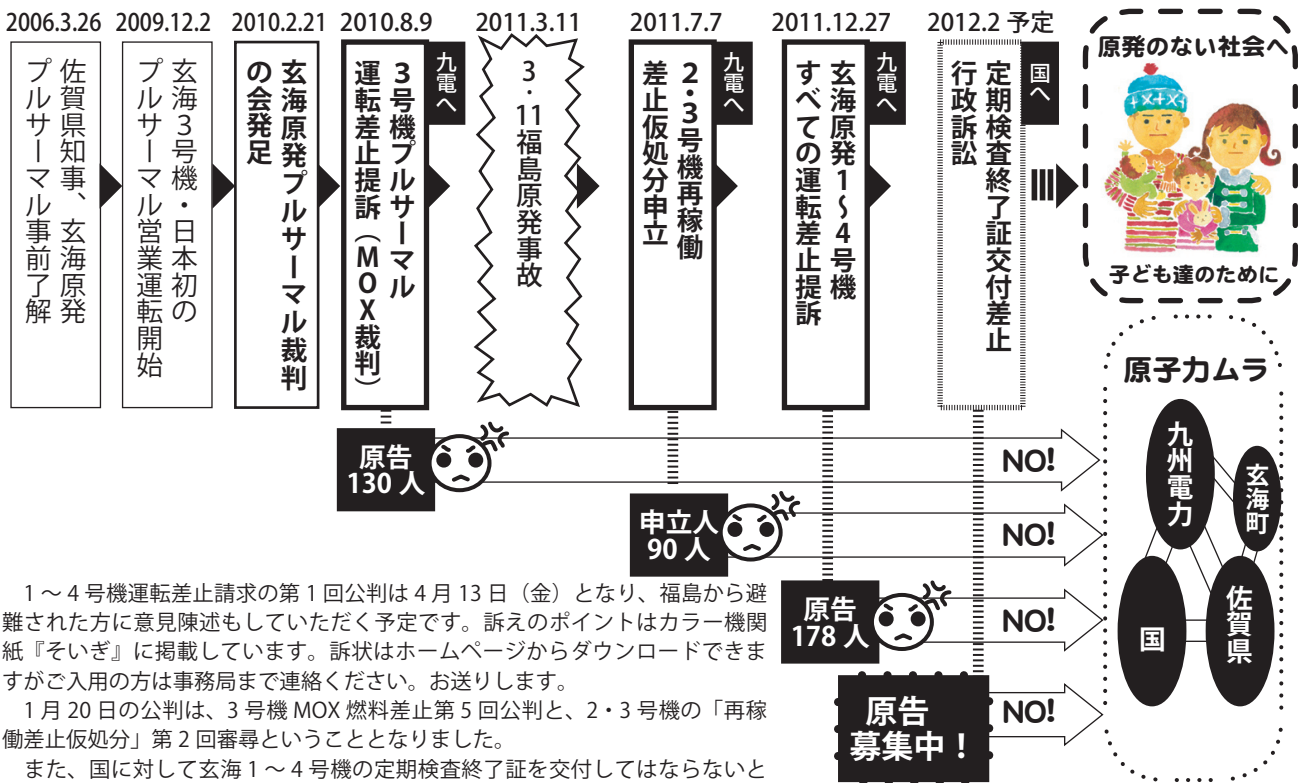
古川・佐賀県知事の「やらせメール」や県庁封鎖など再稼働へ向けた一連の暴挙をはじめ、3・11を経ても何も変わらない「原子カムラ」の人々の酷い態度には怒りでいっぱいですが、1つ1つの行動を積み上げてきたことで、つながりがどんどん大きくなり、覚悟を持って闘う仲間が全国に増えたことは本当に心強い限りです。

9月11日を機に4度行ってきた佐賀でのデモ行進は「フクシマに思いを寄せ、佐賀から変えよう!」との思いを1つにすることができ、市民へのアピールとともに、仲間の結束を深めています。命を守るため、子ども達の未来のために原発を今こそ絶対止めましょう。



2012年1月20日、九電佐賀支店前にて、第5回公判後のデモ

みんなで止める!玄海原発 佐賀から変えよう!



1～4号機運転差止請求の第1回公判は4月13日(金)となり、福島から避難された方に意見陳述もしていただく予定です。訴えのポイントはカラー機関紙『そいぎ』に掲載しています。訴状はホームページからダウンロードできますがご入用の方は事務局まで連絡ください。お送りします。

1月20日の公判は、3号機 MOX 燃料差止第5回公判と、2・3号機の「再稼働差止仮処分」第2回審尋ということとなりました。

また、国に対して玄海1～4号機の定期検査終了証を交付してはならないという行政訴訟も準備中で、原告を2月末まで募集中です(別紙参照)。

第5回【MOX燃料使うな】裁判と 第3回【2号機3号機を動かすな】仮処分申し立て…報告

裁判の会会員 荒川 謙一

2012年1月20日（金）壬辰（みずのえたつ）の年…この年は、良い思いを維持し続ければ現実も昇龍のごとく良い思いが叶っていくと伝えられています。年頭に開かれる裁判の日は、寒空にも明るい日差しが佐賀地裁にも降り注ぎ、「玄海原発プルサーマル裁判の会」の新しい横断幕が、繋ぐ手によって広げられると光り輝いて見えました。

これから核心に触れ展開させていく裁判に、原告団の一人ひとりの意志の象徴である旗、支えてくれている皆さまの想いも込められて、弁護団の先生方の入場を追うように色を添えていました。

（1）第5回公判：平成22年（ワ）第591号「玄海原発3号機 MOX 燃料使用差止請求事件」（原告：石丸ハツミ、外129名、被告：九州電力）

第4回公判より3か月ぶりの法廷は、60名定員という傍聴席に原告特別20席を加え、記者団も定員を埋めて、前回通りの満席にて定刻の午前11時に開廷しました。

前回10月21日までに原告から求めた回答が、公判の前1月11日に被告より「準備書面4」として提出されました。

裁判当初からのように相変わらず誠意のない論点ずらしの原発安全一般論を述べ、都合の悪いところは企業秘密を弄し、再稼働の動きと国の政策的な動きを待つかのような時間稼ぎがうかがえます。

「裁判の会」としては、先に始めたこの「MOX プルサーマル裁判」から福島事故を受けて、「玄海全原子炉（4基）」の再稼働停止の新裁判にも本腰を入れていくこととなりました。

しかし、MOX燃料問題が無くなった訳ではありません。原発事業者として、真の安全を無視したやり方を繰り返している九電に対して、揺るぎのない私達の裁判の方針を貫き攻略することは、運転開始から2年目以降の方が危険といわれるプルサーマル玄海3号機を二度と動かさないこと、全国に拡がろうとしているプルサーマルに楔（くさび）を打ち込むことであり、その過程で他の原発裁判にも共通する証拠の引き出しなどに繋げていくことです。今、必死で闘わなければ、未来にツケを先送りする原発のために私達の子孫はずっと永い間怯えて暮らさなければならないのです。私達は、この裁判と並行して、勝訴のための糸口を見つけるべく国や自治体や事業者と粘り強く交渉し、世論を味方にするように訴えていく方針で行動しています。

さて、前回までの原告の求釈明に対して「被告準備書面4」では9事項の回答が挙げられました。その反論を文書提出する前に、重要で比較的簡単な第6項と第7項において、本公判で原告より被告に問題を提起しました。

★第6項の問題点

「燃料ペレットの中に蒸発性の不純物（炭素・窒素・フッ素）が多く含まれると危険度が高まる。しかし、被告は、燃料としてウランとMOXに相違がないと主張しながらも申請書において規定値を緩めていることが明確です。そこで、「原子炉設置変更許可申請書」*から「輸入燃料体検査申請書」*の時点では、どれだけ評価が変わったのか？を問うと⇒（被告）規定値は変えていないと答えた。⇒それでは、そもそもの「原子炉設置変更許可申請書」よりも以前に変えたのか？と問いかけると⇒（被告）質問の趣旨が解らないので回答できないと答えてきた。

＜驚くべき被告回答に、開いた口がふさがらないとはこのことです。自分たちが提出した「輸入燃料体検査申請書」（2007.9.3付）で「…規定値を緩和した元素」という題の表を出しておきながら忘れたというのか、私達の7月からの問いに対し「変えてない」～「解らない」と10月と1月と3か月おきに言っている。「質問の意味が解らないなら、訊けばいい」それを3か月の時間をかけて法廷で「解らない回答」するとは何事であろうか？露骨な逃げ戦術なのか？>

…法廷内で被告弁護士の『意味が解らなかった』という発言に傍聴席から「ムダに引っぱるね～」苦笑の声が喧かれました。原告弁護士から、敢えて渡した「法廷用求釈明メモ」を説明すると、「これで理解したので、これから1ヶ月半をかけて回答する」と被告側は答え

*【原子炉設置（変更）許可申請書】原子力施設の安全性確保の立場から、申請者が施設の設置および変更について、行政庁の審査を受けるために提出する書類で、申請書およびそれに付随する添付書類からなっています。

*【輸入燃料体検査申請書】MOX燃料について、まず「試験の計画に関する資料」と「品質保証の計画に関する説明書」によって、製造前の計画等を記載しています。そして、フランスでのMOX燃料製造完了後、製造中の検査結果や品質保証活動の内容を「試験の結果に関する資料」と「品質保証に関する説明書」として作成した上で、経済産業省に提出するのが、この申請書です。

ました。

★第7項の問題点

ウランを燃やすために設計された原子炉で MOX を使うことに対し、「密度変化（膨張）」の相違という危険度要素があります。九電は、ウランペレットも MOX ペレットも膨張速度が同じであると言っています。そこで、提出されている「MOX 及びウランペレットの燃焼に伴う密度変化の比較」図表の存在…これを原告側で解析してみた結果、MOX 燃料ペレットの膨張率は、二酸化ウラン燃料ペレットより低いことを当初の訴状で証明しています。膨張率が低いと燃料棒との間の隙間が早くできることになり、そうすると燃料棒の冷却ができなくなり重大事故になります。

「この図によって、密度変化は同等で安全性は担保されている」というのであれば、「それを描いた根拠となる座標数値を全て示して下さい」というのが質問です。…これに対し、今回の被告回答は、「同等だと思っている。相違すると主張するならば、そっちが根拠を示してくれ!」という主張です。

⇔民事裁判では、訴えた方が証拠を出して根拠を示して立証ができないと勝訴を勝ち取ることができないのが、通説という。原発被曝裁判でも、証拠として「被曝手帳」「作業日誌」「病院治療カルテ」「医療被曝判定」などがしっかりと整わなければ勝てないという。しかし、原発の安全性を争うこの裁判では、すべてのデータを事業者と製造者が握っているのであって、審査する国の機関でもその一部を保有するに過ぎない。よって、本裁判において、フランスで製造された MOX 燃料という製品に不良品が含まれている濃い疑いのあることを原告側が立証するためには、必要とするデータを被告から限りなく公開してもらうことが不可欠である。言い換えれば、これまで国と事業者がいつてきた～重大事故が起き

る可能性は極めて 0% に等しいという「安全神話」は、3・11 福島原発事故によって完全に崩壊したのであるから、危険のグレイゾーンについて、被告である事業者がそれを晴らす安全立証責任を持つこと、それは全国民に対する義務なのである。このことを、この裁判提訴の当初から原告団は弁護士を通して語ってきた。これを世論が後押し支持してマスコミなどを動かし、裁判官が正しい判決するために、被告に対する肝心な質問について、毅然として明確な回答を迫れるかどうかにかかっている。>

★＜参考＞

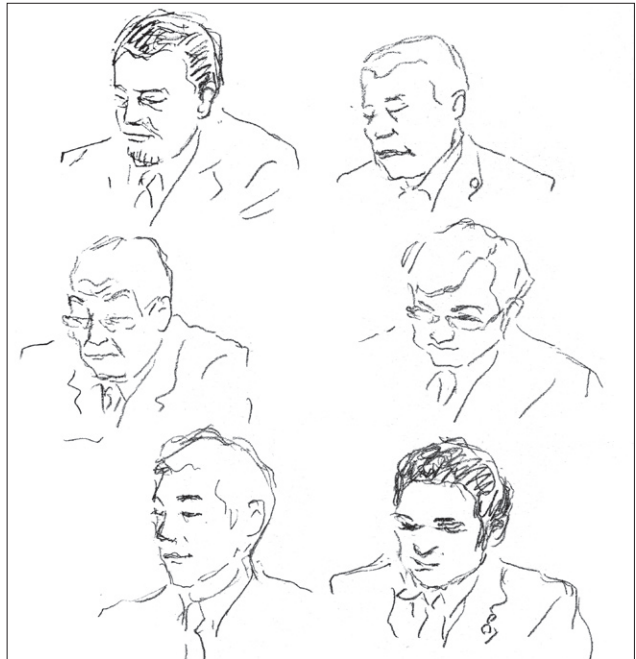
立証責任については、平成 21 年名古屋高裁金沢支部志賀原発差止控訴審判決で、…「原子炉の安全性について、被告の側において、それ相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で立証する必要があり、被告がそれをできない場合には、本件原子炉の安全性に欠ける点があるということで、その周辺に居住する住民の生命、身体、健康が侵害される、または侵害される具体的危険があることが事実上推認される…」(訴状 48 ページ) という見解があった。

(原告)『この「燃焼に伴う密度変化」のグラフの信用性は、この裁判の重要なポイントなので、根拠である数値データを出して下さい。数値の読み取り方法が、重要な争点なので互いの分析を出し合ってもいいですよ。』

(被告)『いずれ論及するかもしれないが、今すぐ主張するつもりはありません。』(裁判長がやっと重い口を開いた)『グラフに実線・点線を描いた根拠あるのだから、数値を出すということを検討してもらおうということはどうですか?』

(被告)『わかりました。』と…概ねやり取りの流れは以上です。

右、第5回公判、被告(九電)側の
 弁護士
 中、公判中の冠木弁護士
 下、第5回公判後の報告会。左より、
 大橋弁護士、武村弁護士、冠木弁護
 士、石丸代表、小山特別補佐人、於
 保事務局長



ここで原告より6項7項を含む「被告準備書面4」に対する反論を30日以内に被告宛て提出し、被告はさらに30日後に回答することとなりました。次回公判は裁判所の提示の3月2日・9日・23日のすべてを被告側が都合拒否して、4月13日(金)14時開廷と決定されました。またも、約3か月後の公判です。

(2) 第3回審尋*:平成23年(三)第21号「玄海原発2号3号機再稼働差止仮処分命令申立事件」

2012年1月20日11:45～、裁判官3名、被告弁護団6名・九電2名、原告弁護団4名・代表者5名で佐賀地裁別室にて開かれた。(債権者:石丸ハツミ、外89名、債務者:九州電力)

本件の仮処分申立を行う直前の2011年6月下旬は、定期検査を終了したとして、かつ、緊急安全対策の実施で国が「妥当判断」を出し、ご存知の通り海江田経産大臣(当時)が佐賀県を訪問し、岸本・玄海町長と古川・佐賀県知事の「地元了解」に至りそうだという、2号機3号機の再稼働が間近に迫っていました。よって、それを阻止すべく起こした緊急行動が7月7日の仮処分の申立でした。

主張は当然のごとく、福島第一原発事故は史上初ともいえる「全電源喪失事故」を起こし、これまでの安全基準は全く通用しなくなったということです。しかし、債務者(≡被告)は「緊急安全対策をしても設備が損壊するメカニズムと根拠を主張していない、単なる仮定であるから回答の義務はない」という全く謙虚さもない弁論を展開してきました。

＜九電と保安院の持たれ合い体質、これで大丈夫とする「緊急安全対策」がザル漏れ対策であるからその説明を求めているのであって、「…今後、必要な範囲において回答する」とは、何と高慢な態度、ここでも開いた口が塞がらない思いがする。＞

今回の第3回審尋では、債務者(≡被告)が提出した「2012.1.11付準備書面2」において、九電は、「タービン動補助給水ポンプ自体の故障や配管の破損により、給水もできないと仮定した場合には、原子炉を冷却する手段は他にないことになる」と認めました。これは大きな第一歩です。

しかし、九電は、今も尚、3・11以前の安全設計審査指針に則って回答をしています。謙虚に緊急安全対策の詳細を公開しようとしていない姿勢を改めるように、債権者(≡原告)は裁判長を通して申し入れ、債務者(≡被告)は一応「緊急安全対策を説明する」と認めました。

つまり、再稼働の必須条件である「緊急安全対策」にある浸水防止措置、配管の経年劣化の問題などの質問に対し主旨をずらすことなく具体的に陳述するよ

うに求め、債権者(≡原告)はその説明を聴き並行して反論をしながら「なぜ緊急の仮処分命令が必要なのか?」を示していくと明言しました。

次回の第4回審尋は、MOX差止公判と同日の14:30～と決定されました。

★「玄海原発プルサーマル裁判の会」の裁判行動は、理不尽なプルサーマルを中止させる裁判から、完全な脱原発を目指す裁判を展開させていきます。

九州では、他の団体でも原発関係の裁判が提訴されています。「連携したら…」の声も届けられていましたが、主張・タイミング・活動などの歴史などの違いもあり、それぞれが各々の位置でベストを尽くしていくことで、全体で脱原発の道に繋がると思っていますので、時として有効に情報交換しながら互いにブレることなく、前に進んで行きましょう!



上、第5回公判後のデモ。佐賀地裁を出発、佐賀市街の大通りを通り九州電力佐賀支店まで歩いた
下、2011年12月27日、追加提訴の日の交流会。冠木弁護士、小山特別補佐人と

*【審尋】審尋(しんじん)は日本における決定で終結する民事手続において、当事者(若しくはその代理人)の双方又は一方、あるいは利害関係人が、紛争に関して意見や主張を裁判所に提出する訴訟行為。(民事訴訟法87条2項)今回、玄海の2号3号機の再稼働差止仮処分命令を出すように申し立てているが、「再稼働させると危険」のその緊急性を裁判所が審議するために双方に尋問している場が審尋の時間である。民事裁判において、本訴以外では審尋の場のように、原告を債権者・被告を債務者といいます。

ぱっぱとは進まない。 だけど、あきらめるわけにはいかない。 第5回公判を傍聴して

裁判の会会員 井上 昭子

10時過ぎに佐賀地裁に到着したら、すでに裁判所の前は沢山の人で溢れ、私達の横断幕がとても目立っていました。記者さん達も多数来られていて、今回の裁判の注目度を感じさせました。

法廷の中に入っていくと、裁判所の方が回られて原告の出席者確認があり、裁判が始まりました。

原告側の冠木弁護士が「密度変化についてのグラフの元になる数字を出してください」と要請しているだけなのに、被告九電側の弁護士が「出せないこともないけれど、今出す必要はないので…」と言って渋りました。このデータがないとグラフだけを見て解析出来るわけがないという事は、数学の苦手な私でも解るところでした。(ただ詳細を出すことを嫌がっているだけなんだな、時間を稼ぎたいんだな)って私は思いました。

何度かのやり取りがあって、ようやく裁判長が「このグラフのデータを出すように検討してもらうことは出来ませんか?」と。(け、検討!?!?出さないと前に進まないって言っているのに?)

こうやって裁判が長引く理由がよ〜〜〜くわかりました。

乳母車の子どもさんと一緒に、初めて傍聴に参加したという福岡のママさんにもインタビューしてみました。

「初めてきました。やっぱり、来てみないとわからないですね。どういう人達がどんな感じで話をしているのかを見てみたかったです。

内容は科学的な事ばかりで、数字とかデータとか根拠とか正直よくわかりませんでした。裁判が時間がかかるというのは知っていたけれど、今日来て理由がわかりました。

だけど、こんな風に遅々として進まない間に何か起こらないとは限らないですよ。本当に再稼働はしないで欲しいです」と。

裁判が終わって、その中でどのような話が行われたのかを報告を交えて「原発いらない!」とアピールをしながら、県知事公舎の前を通過して九州電力佐賀支店前までデモ行進で練り歩きました。

時々手を振ってくださったり、頷いてこちらを見て下さる方もいらっしゃって、やっぱり元気が出ますね。

それから、裁判の会の当初からのメンバーにインタビューをして驚いたのは、「今日の裁判はようやく裁判らしかった」という意見でした。本当にびっくりしました。

「次の日程を決めて終わるだけの時だってあったんだから。あんな風に話が行われたのは前進だよ。」と。萎えそうになっていた心を引き締められた思いでした。

ぱっぱとは進まない。だけど、諦める訳にはいかない!! 目に見えない悔しさや虚しさと闘ってきた背景がないと出てこない言葉だと思いました。

裁判報告集会の中で、国に対して行政訴訟を行うという発表がなされました。再稼働させないために、国が出す定期検査終了証に対してストップをかけようというものです。この原告を2月中に集めて、すぐに訴訟を起こさないとはいけません。

あの震災から1年が経ち、全国の原因が4月末には全て止まります。しかし、原発をどうしても動かしたい人達は、日本中で「やっぱり原発がなくても何とかなるんだ!」と思われることを恐れて、3月11日を境に再稼働への準備を加速していくことでしょう。

でも、差別を生み出し命を犠牲にする電気なんていらぬんです。

絶対に忘れてはならない、福島の方々が今ある現状を。そして福島にはもう帰れなくなった方々の悲痛な叫びを。

今回の裁判は、原告が入りきれなくて大変なほど集まりましょう。これだけの人達が「いやだ!!」って思っているんだという事を知らせましょう!

少しずつの力を出し合って、「これは私がしましょうか!?!」と支え合っていきましょう!

だって、誰のものでもない、私たちのための裁判なのですから。

12月25日、九州の原発がすべて止まった日、事務所の大掃除。できたばかりの追加提訴の横断幕を持つ会員



「生きることを、他人の手に委ねるな」 原発止めるために、今できることをじゃんじゃんやってきました

裁判の会会員 永野 浩二

前回公判（10月21日）時に「次の公判は年明けの1月20日」といわれ、「そんなにゆっくりペースでいいの？」と話していたのがウソのように、怒涛のようにいろんなことがあり、あっという間に過ぎた3カ月でした。

その間に、九州の原発はすべて止まりました。やっぱり電気は足りています！

ニュース第4号発行（11月11日）以降の、裁判以外の活動を振り返ります。

●命を守らない古川・佐賀県政を追及 あれから2年、さよならプルサーマル12・2緊急佐賀 行動～1号機脆性劣化問題

プルサーマル運転開始からちょうど2年となる12月2日を忘れないために、私達は行動を計画していました。しかし、昨年12月1日は老朽化で日本一危険な玄海1号機が定期検査のため停止する日でした。脆性劣化により、その停める時が一番危なく、爆発する可能性が指摘されてきましたが、九電も国も佐賀県も何も対策を打たないので、警告を発しようと、前倒しで11月25日に行動を起こしました。

この日、県庁へ約束をとった上で、県庁にみんなで集まろうとすると、7月以来の「封鎖」で県民が庁舎から締めだされました。わざわざ本庁舎から離れた所での交渉となりました。

私達は、4日前に「九電にデータの開示を要請したのか」などのイエス・ノーを問う簡潔な質問書を提出しこの日の回答を求めていました。県原子力安全対策課は今村課長以下4人が出てきましたが、ほとんど何も答えず、最後にでてきた言葉が――

「後日、文書で回答します」

「国は安全と言っています」

3・11後も、「やらせメール」発覚後も何も変わらない、古川・佐賀県政の酷すぎる姿でした。

仲間の一人は「事故が起きたら責任とると、証文を書いてくれ」と涙を流して訴えました。

本当のことを知ってしまった多くの人は、怖くて、不安で、眠れない夜が続きました。

私達はこの危険性と実情を知らせるべく、デモ行進で街頭アピールをしたり、佐賀県内すべての市町の首長に要請してまわったり、マスコミの方々に取り上げてもらったり、めいいっぱいこのことを行いました。

結果として、1号機は安全に停止したようですが、

11月11日以降の活動経過

■ 11月

- 11日 ニュース第4号発行
- 21-29 玄海1号機脆性問題で佐賀県内全市町要請行動
- 25 「あれから2年、さよならプルサーマル12・2緊急佐賀行動」佐賀県庁へ要請とデモ行進
- 29 九電に1号機の安全に関する申し入れ

■ 12月

- 6 武雄市長ガレキ受け入れ問題で関係7市町に緊急要請行動
- 17-18 肥田舜太郎さん講演会（佐賀、福岡）
- 19 運転再開に反対する政府交渉
- 27 玄海原発全炉停止請求、佐賀地裁に追加提訴

■ 2012年1月

- 14-15 脱原発世界会議 ブース展示とトークイベント
- 19,24 福岡県庁・福岡市へ安全協定締結要請行動
- 20 第5回公判・第3回審尋とデモ行進・報告集会
「行政訴訟」原告募集開始
- 21 カラー機関紙『そいぎ』発行
- 26 運転再開に反対する政府交渉、国会議員まわり

■ 2月

- 4 関西電力大飯原発再稼働反対びわこ集会でアピール



11月25日、佐賀県庁への要請行動。上、佐賀県知事宛の要請文を読み上げる石丸代表。下、県庁封鎖で閉め出される市民

もし爆発していたなら今村課長達は、そして古川知事はきっと「想定外だった」と言うでしょう。

福島の人々への冒とくです。県民・国民をないがしろにしています。

悲劇は起きてからでは遅いのです！停止しているすべての原発を再稼働させてはなりません。

**●声をあげたことが危険を食い止めた
武雄市長 放射性ガレキ受け入れ拒否要請行動**

11月末、佐賀県武雄市長が唐突に7市町でつくる杵藤クリーンセンターへの震災ガレキ受け入れを表明しました。このことに県内外から反対の声があがり、撤回されました。私達も「放射性汚染ガレキが持ち込まれ処理されれば、放射能汚染が広がる可能性があり、安易な受け入れは拒否すべき」という要請を武雄市長と武雄市議会議長を含む7市町(嬉野市、鹿島市、江北町、大町町、白石町、太良町)の首長と議会議長に対して行いました。

武雄市長は私達が要請したその日に記者会見を行い、「質問書などが出されることで、風評になるのがよくない」「放射能は自分も怖い。ゼロにするからいいだろう」「実際は九州に運んでくることはないだろうと思う。オールジャパンを打ち出したかった」「そもそも国が基準をちゃんとしないのがいけない」と述べましたが、市民の安全安心な暮らしを守るために真

任もって発言し行動すべき立場なのに、放射能のことをロクに学ばず、目立ちたいだけで名乗り挙げたことの反省もない言い様でした。

原発被災地からは放射性汚染ガレキなどは拡散せず閉じ込めるべきで、人をこそ避難させるべきです。

**●「生きることを、他人の手に委ねるな」
肥田舜太郎さん講演会**

広島で自身も被爆し、戦後66年間、被爆者6000人以上を診てこられた肥田舜太郎医師に、12月17、18日、佐賀・福岡で講演していただきました。

「日本人は福島原発事故でばらまかれた放射能に大なり小なり被曝している。また各地の原発から四六時中放射能は出ている。この現実と向き合わなければいけない」「生きることを誰かに委ねるような真似をしない限り、瓦礫を受け入れたり、汚染されている食品を一片たりとも口にしたり、原発を受け入れたり、核兵器を許したりすることはあり得ない」と、多くの命を受け止めてきた、その優しい目と表情と、その身体全部で全身全霊を込めて「生きる」と私達に伝えていただきました。

福島大事故が起きてしまった2011年の最後に、生きる覚悟と希望を見出すことのできる素晴らしい講演会となりました。



上、12月6日、市長・町長へガレキ受け入れ拒否要請
中、12月17・18日、佐賀・福岡で連続講演する肥田舜太郎さん
下、裁判の会事務所で肥田さんを囲んでの交流会



肥田舜太郎講演会会計報告

入金	合計
参加費	340800
協賛金	149000
カンパ	13667
DVD収支	33750
合計	521567
出金	合計
講師謝礼	100000
講師宿泊送迎	12907
会場費	146475
事務用品	21388
郵送	17700
印刷など	29765
託児	24513
活動費	5700
合計	358448
残金	163119

※福岡では実行委員会形式で開催しましたが、ここでは佐賀、福岡を合算した報告をします。

※残金のうち5万円は2012年4月に開設予定の「放射能市民測定室・九州 Qベク」(<http://q-bq.com/>)に団体賛同することとしました。

※残金は残務処理終了後、裁判の会の活動等、脱原発のための活動推進のために活用させていただきます。

●普通の生活を守るために訴え続けます 全国の仲間と力あわせ政府交渉

美浜の会や全国の皆さんの呼びかけで再稼働反対の政府交渉が12月19日、1月26日と行われ、私達も参加してきました。

1月の交渉では「六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の中止」「大飯原発3・4号をはじめ、原発の運転再開反対」を求めました。

「原発さよなら署名」二次集約分28,688筆を提出、一次集約分107,985筆と合わせて、合計136,673筆となりました。

保安院に「配管破損の可能性は否定できない」、つまり、福島原発事故の実態と原因は未だ明らかになっていないことを認めさせたこと、また「要望があれば、原発からの距離に関係なく、説明に行く。再稼働については、説明をした自治体と住民の理解を得る必要がある」と認めさせたなどの成果を引き出しました。再稼働阻止のために、自治体にこのことを知らせ、強力な安全協定締結などを求めていかなければなりません。

裁判の会からは12月には6人で、1月には3人で参加しました。石丸初美代表は12月の交渉時、

「今日は遠いところ、佐賀と福岡から6人で来ました。これはどうしてかという、みなさん、わかりますか。福島で事故が起きたんです。今、放射能が原発からポコポコと出ているんですよ。またどこかの原発で事故が起きたら日本国中、どうなるだろうって、恐怖でおののいているんですよ。わかりますか。だから来ているんです。私達こんな難しい問題に交渉できる能力はないけれども、そのことを伝えに来たんですよ。みなさんも人として、1人の親として、よく胸に手を当てて考えてください。そうでなければ、日本は沈没します。おかげさではないです。これをめめて食わせるように（注：佐賀弁。赤ちゃんに食べさせる時のように箸の上げ下げまで面倒みるように）、あなた達に言わなきゃいけないってことが、いつまで続くんですか！もう終わりにしてくださいよ。お願いします！」

と普通の生活者目線で訴えました。今、必要なのは、こういう声をじゃんじゃんあげること！

●新たなつながり、人の持つチカラ 脱原発世界会議参加

1月14～15日、横浜で開催された『脱原発世界会議2012』に裁判の会も参加、「みんなで止める！玄海原発一市民訴訟のこれまで・これから」と題してブース展示とトークイベントを行ってきました。

ブースでは、活動の歴史、写真や新聞切り抜き、福島の汚染地図を玄海にあてはめたもの、デモに使用したプラカードなど、割当てのスペースにありったけを並べてこれまでの活動をそのまんま紹介してきました。活動紹介のオリジナル動画（英訳入り）を流し、『そいぎ』に掲載した「原発さえなければ」（英訳版も）などを配布しました。多くの方が、ブースに立ち寄り、熱心に話を聞いてくださいました。

トークでは、石丸代表がこれまでの活動の経緯を動画を交えて話し、さながら「世界版座談会」となりました。

質疑応答では、県民投票の条例却下がとても関心を引きましたが、一人一人が行動に立ち上がることの大切さを共有することができました。

関東在住の会員にも手伝っていただいたり、新たに原告に加わってくださる方が出たり、また、新たなつながりができました。顔を会わせて伝え合うことの大切さと、人の持つ力を改めて確認できた2日間でした。

●ぶっちゃけトークでわかるホントのこと 座談会、各地で開催

座談会を各地でコツコツと続けてきました。この1年で40回開催、のべ1185人の方に参加していただきました。

石丸代表は国、県、九電など交渉や、実際の行動を起こした時の様子をまじえて、こんな話をしています。あなたの地域でも座談会を開催しませんか！

「原発はお皿の上に人の命をのせて食べている、そんな電気です」

「マスコミは本当の事を伝えていません。大丈夫、安全という事ばかり。国の言うことを信じていたら殺されます。今まだ命としてこの世に生まれていない命も



右、12月1日経産省前テント村で、右から福島の佐藤さん、京都のアイリーンさん、石丸代表。東京新聞の取材を受けた左、12月19日、経産省前テント村住人の方達と。右から於保事務局長、原さん、石丸代表、木村さん、大串さん

絶対に原発なんてやめてくれと叫んでいると思います」
 「皆さんが色々な形で、今声を上げて行動して、原発は嫌だ!と言わないと、原発が今3機動いているのが、3、2、1、ゼロとなるところが、また再稼働して3、4、5、6と増えてしまうかもしれない。今は原発をなくす最後のチャンスだと思います。皆さん、自分のできる事で、声を上げてください。行動してください」

「原発反対って特別なものじゃないんです。隣のばあちゃん、旦那さん、子供さん、友達、近所の仲間、身近な人に伝えて、広げてください」

「具体的なアクションの1つとして、電話やFAXで抗議をするのは効果があります。特別な勉強なんかなくていいんです。ただ、原発はやめてくれ!これ以上、放射能汚染をしないでくれという皆さんの思いを伝えてください」

★参加された方の感想メール

- ・前線で戦っておられる石丸さんのお話はとても迫力がありました。佐賀弁で話されるぶっちゃけ話も面白かったです(^)。
- ・お話の中で、「シーベルトとか何とか細かい知識を詳しく知っておく必要は無い。『お金よりも命』というブレない軸をもって、『たくさんの命を犠牲にしないと成り立たない原発も、そうやって出来た電気も要らない』ということ訴えるだけでいい」「勝ち負けよりも、声を上げることが大切」ということが、お役人さんとの「給食問題」での会合のことが気になっていた私には特に印象に残りました。

・「そっかぁ!知識で武装して相手を論破しようなんて構えなくていいんだ。論破することではなく、普通の市民、子を持つ母親として、子ども達が選択の余地なく毎日食べる給食の食材が安全かどうか気になる、放射能感受性の高い子ども達の未来を内部被曝で損なうことを極力避ける努力をしたい、一緒に子ども達を守って欲しいと訴えていこう」と思いました。

再稼働をさせない!市民の声を直接に伝えよう!

- 佐賀県 古川知事
TEL:0952-25-7007 FAX:0952-25-7288
- 佐賀県原子力安全対策課
TEL:0952-25-7081 FAX:0952-25-7269
- 九州電力本店
TEL:092-761-3031 FAX:092-761-6944
- 九州電力玄海発電所エネルギーパーク
TEL:0955-52-6409
- 文部科学省
TEL:03-5253-4111
- 経済産業省
大臣官房 TEL:03-3501-1609
広報 FAX:03-3501-6942
- 原子力安全・保安院 広報課
TEL:03-3501-5890 FAX:03-3501-8434
- 枝野幸男経済産業大臣(東京事務所)
TEL:03-3508-7448 FAX:03-3591-2249

裁判の会の活動紹介動画(15分)や日々の活動をホームページ <http://genkai.ptu.jp/>
 ブログ <http://genkai-saiban.at.webry.info/>
 にアップしています。ぜひご覧ください。

上、1月15日、脱原発世界会議のブース前で、手伝ってくださった首都圏の方たちと
 左下、脱原発世界会議のトークイベント
 右下、脱原発世界会議の交流会に駆けつけてくださった山本太郎さんと石丸代表ら



お知らせ

忘れないで3・11 脱原発・佐賀行動

私達は福島を忘れない。
行動を起こすのは今。
みんなのチカラで原発止めよう！
3月11日 佐賀県駅北館大ホール



3月11日は福島原発事故から1年目の忘れてはならない日です。福島の大きな犠牲を学ぶということは、原発を止めること以外にありません。

福島の人達に心を寄せて、子ども達の笑顔がいつの時代にも続くように、核のゴミをこれ以上増やさないためにも、「原発いらない!」と訴えましょう。

■脱原発トーク 13:00～

お話：木村雄一さん(福島市から鳥栖市へ妻子とともに避難)
「2011年1月、私達夫婦に待望の娘が生まれました。3月には日光浴や外への散歩、公園デビューなどたくさんの楽しい育児が待っていた…はずでした。しかしあの未曾有の大地震と津波、そして福島第1原発の事故。3・11、私達家族のささやかな夢は奪われてしまいました…」

リレートーク

アピール採択

■脱原発沈黙デモ トーク終了後～16:00

佐賀県駅北館出発～九電佐賀支店～知事公舎～佐賀県庁

主催：忘れないで3・11実行委員会

連絡先：玄海原発プルサーマル裁判の会

0952-37-9212 jimukyoku.saiban@gmail.com

次回公判のお知らせ

4月13日 佐賀地方裁判所

■14時 第6回玄海原発3号機MOX燃料差止請求事件

■14時半 第4回玄海原発2号3号機再稼働差止仮処分命令申立事件

■15時半 第1回玄海原発1～4号機運転差止請求事件

※開廷1時間前より傍聴整理券配布予定

初公判

※公判後、報告集会開催

※裁判の事件番号によって原告が違うこと、地裁は傍聴席が少なく、原告特別席も限られていること、本人確認もされることなどもあり、当日の開廷までに混乱が予想されま

す。最大限の座席の確保を裁判所へ要望していきます。
期日が近づいたらまたご案内いたしますが、傍聴希望の方々は事前に「裁判の会事務局」にお問い合わせください。

【編集後記】●2月4日、関西電力大飯原発再稼働に反対するびわこ集会へ参加してきた。ツイッターで知り合った佐賀出身で京都在住のNさんが、京都駅から会場の琵琶湖のほとりの施設まで案内してくれ、会場でもチラシ配布やアピールのときなどいろいろ手伝ってくれて本当に助かった。私にとっては毎日パソコンの中で会ってるような方だからか、旧知の仲のようにごく自然に話ができた。こういう出会いもあるんだ。不思議な縁。思いがあれば、つながる。(大江)

行政訴訟原告募集

詳細は別紙をご参照ください。

講演会 3・11後のドイツと日本 —福島原発事故を経験して

■日時：2012年3月12日(月)18:30～20:30

■会場：福岡国際会議場5F国際会議室
(福岡市博多区石城町2-1 TEL.092-262-4111)

■プログラム

「事故から一年、福島の現状 3・11後の避難政策と人々の生活」満田夏花(国際環境NGO FoE Japan)

「311後のドイツ 日本・福島への連帯と脱原発の再決定」フーベルト・ヴァイガー(FoEドイツ代表)

会場からの質問を交えてディスカッション

■参加費：500円

■申込：FoE Japan ウェブサイトよりお申込ください。

■主催：FoE Japan、フリードリヒ・エーベルト財団

■共催：みらい実行委員会、未来ネット佐賀ん会、玄海原発プルサーマル裁判の会、みどり福岡

■問合せ：国際環境NGO FoE Japan Tel：03-6907-7217

Fax：03-6907-7219 email:finance@foejapan.org

裁判の会2周年報告会(総会)

<計画中>

■6月16日(土)アバンセ(佐賀市)

■6月17日(日)コミセン和白(福岡市東区)

記念講演：樋口健二(原発と被曝労働の真実を撮り続けるフォトジャーナリスト)

あなたのチカラが必要です!

★ボランティア募集!

★座談会開催しませんか?

★カラー機関紙『そいぎ』発行しました。

1部100円です、広めてください!

3・11の前にチラシまき行動を行う予定。お手伝いいただける方、連絡をください!

ご支援をお願いします

■原告会員は年会費1万円。支える会会員は5,000円。サポート会員は一口1,000円より。

■裁判や広報活動に経費を必要としています。カンパも感謝します。

■振込先口座名:

玄海原発プルサーマル裁判を支える会

■郵便振替口座01790-3-136810

●世界会議でにわかにな英語づく裁判の会。学生時代にフィリピンで社会活動家からもらった言葉を思い出した。“It's only through struggle, that we know our true friends, true comrades, and even our enemies.”「闘ってしかわからないことがある——真の友、真の同志は誰なのか。そして真の敵は誰なのか。」現場の話をめいっばい盛り込んだ裁判ニュースは、裁判の会からアナタへの、闘いの現場へのお誘いです。(永野)